

損害賠償の額の決定について

1. 事故の概要と経過

当該患者様（60歳代・女性・西尾市在住）は、頭痛、意識障害にて半田病院に救急搬送され、CT検査を含む各検査を受け、その後帰宅。翌日、再度半田病院に救急搬送され、アテローム血栓性脳梗塞と診断され、患者様に後遺障害が残存した。

平成29年10月18日：半田病院に救急搬送。CT検査を含む各検査を実施。その後、自宅で様子を見ることとし、帰宅いただく。

平成29年10月19日：患者様の意識が戻らない状態が続いたため、再度半田病院に救急搬送。頭部MRI検査の結果、アテローム血栓性脳梗塞と診断。同日、半田病院に入院。

平成29年12月11日：半田病院を退院。

令和元年8月8日：相手方弁護士から損害賠償金の提示。

令和2年12月9日：市議会の議決が得られることを条件に和解案が整う。

2. 損害賠償の額

金16,000,000円

3. 問題点と再発防止策

【問題点】

当該患者様は、平成29年10月18日に半田病院に救急搬送され、CT検査を含む各検査を実施後、帰宅していただいたが、帰宅時の患者様の病態は、意識障害が改善されたとはいえない状態であり、一旦入院していただき、経過観察すべきであった。

【再発防止策】

患者様の帰宅時の病態に意識障害がある際には、その対応を他の医師に相談することを徹底する。

アテローム血栓性脳梗塞

動脈硬化により血管が狭くなり、血液中の血小板がこびりつき、閉塞に至るもの。診断は、CT、MRIなどの脳内画像検査により行うが、救急時には、迅速に脳内出血などの診断が可能なCTを優先することが多い。